

就職や別居をされたご家族はいませんか？

～被扶養者の状況にお変わりがある方へのお願い～

新年度は就職や進学等変化が多い時期です。被扶養者の状況におわりはありませんか？
共済組合員の方で、被扶養者の方が次の状況に該当する場合、速やかに被扶養者を共済組合の扶養から外す手続きをお願いします。

詳しい内容については、横浜市職員共済ガイド「6 その他・扶養関係が変わるとき」をご覧ください。

扶養から外す手続きが必要です！

◆扶養家族が就職したとき → **就職日で資格喪失**

手続きに必要なもの ・就業年月日がわかる書類の写し又は就職先の健康保険証の写し
・共済組合の被扶養者証（保険証）

◆扶養家族の収入が共済組合の基準額を上回ったとき

→ **認定基準に該当しないと判断される日で資格喪失**（状況により異なります。）

手続きに必要なもの ・雇用契約書の写し、給与明細書の写し、確定申告書の写しなど
・共済組合の被扶養者証（保険証）

☆被扶養者の収入基準☆（詳細は職員共済ガイドをご覧ください）

対象者の年間収入が組合員の年間収入の1/2未満であり次の認定基準額範囲内であること。

認定対象者	年額	月額	雇用保険・傷病手当金の日額
一般 （60歳以上で公的年金を受給されていない方を含む。）	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の公的年金受給者 または、障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

◆扶養家族と別居したとき → **別居日で資格喪失**

手続きに必要なもの ・別居した日付がわかる住民票の写しなど
・共済組合の被扶養者証（保険証）

ただし、次の場合は届出により継続認定が可能になります。

①大学等の進学を理由とする別居の場合

在学証明書及び別居したことがわかる書類などを揃えて提出してください。

②その他の理由の別居の場合

続柄や送金額※、別居理由など要件があります。共済組合にご相談ください。



※ 送金額について

共済組合では、人事院で定める全国標準世帯生計費を最低限必要な生活費と判断し、共済における送金基準額としています。

全国標準世帯生計費とは、総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」、「家計調査」に基づき、費目別、世帯人員別に一般の標準的な生活の水準を求めたものです。数値は毎年更新され、直近で公表された数値は次のとおりです。

表：令和3年人事院公表 世帯人員別標準生計費

人数	1人	2人	3人	4人	5人
金額	114,720円	192,350円	205,820円	219,300円	232,790円

- 子に対する扶養手当は、子の年齢（満22歳に達する日以降の最初の3月31日）で自動的に支給停止になりますが、共済組合の被扶養者資格の喪失は、組合員ご本人が手続する必要があります。
- 被扶養者が遡って資格喪失となった場合、その資格喪失日以降に共済組合の被扶養者証（保険証）を提示して受診した分の医療費（自己負担部分以外）は全額返還していただくことになります。

☆扶養状況調査（検認）について☆

今年度も8月～9月にかけて扶養状況調査を実施します。

調査対象は、令和3年3月31日以前に共済組合の被扶養者に認定された方（22歳未満の子を除く）と別居者です。

調査対象となる方がいる場合、各所属の労務担当課を通じて調査票が配布されます。調査票を受け取られましたら、必要書類を揃え必ずご回答ください。